

# 運営指導準備書類一覧

## 【居宅介護支援(オンライン実施)】

### ★確認書類の期間について

- ・検査対象期間は、原則として指導日が属する月とその前月は含まずに、2か月前から遡って12ヶ月です。貴事業所においては、下記期間です。
- ・運営関係資料(委員会、研修、訓練、タイムカード等)は下記期間分が点検対象です。  
2000/0/0 から 2000/0/0 まで。
- ・必要があれば、上記期間外の書類も確認・点検する場合があります。

| 項目             |  |
|----------------|--|
| <b>1. 人員関係</b> |  |
| 1              | 従業者名簿 ※区指定様式(HPに掲載)を使用してください。掲載先は裏面をご確認ください。                 |
| 2              | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※区指定様式(HPに掲載)を使用してください。掲載先は裏面をご確認ください。    |
| 3              | 出勤簿またはタイムカード【運営指導実施月の2か月前のもの】                                |
| 4              | 管理者・従業者の資格がわかる書類(資格証の写し、研修修了証の写し等)                           |
| <b>2. 運営関係</b> |  |
| 1              | 運営規程 ※別紙で作成しているものについてもご提出ください(料金表等)                          |
| 2              | 重要事項説明書(ひな型) ※別紙で作成しているものについてもご提出ください(料金表等)                  |
| 3              | 個人情報使用同意書(ひな型)   |
| 4              | ハラスメント防止のための措置に関する記録(方針・相談体制・研修の記録等)                         |
| 5              | 業務継続計画に関する記録(業務継続計画・研修・訓練記録等)                                |
| 6              | 感染症対策等に関する記録(委員会・指針・研修・訓練記録等)                                |
| 7              | 虐待防止に関する記録(委員会・指針・研修記録等)                                     |
| 8              | 苦情に関する記録(受付簿、対応記録等)  |
| 9              | 事故に関する記録(事故発生時の記録簿等のひな型)                                     |
| 10             | 研修に関する記録(研修計画・実施記録・参加記録等)                                    |
| 11             | 各種マニュアル(苦情、事故、緊急時対応等)  |
| <b>3. その他</b>  |  |
| 1              | 自己点検表 ※区指定様式(HPに掲載)を使用してください。【※オンライン指導用の自己点検表をダウンロードしてください。】 |
| 2              | 事業所のパンフレット・チラシ   |

### 【提出資料について】

- ・全ての資料について、**運営指導実施通知文の指定期日までに**、豊島区公式ホームページ掲載の申請フォームよりご提出ください。  
申請フォーム:豊島区介護保険課 運営指導関係書類提出フォーム  
豊島区HP>健康・医療・福祉>介護保険・サービス>介護保険>介護サービス事業者向け情報>事業者指導>運営指導>書類提出フォーム>豊島区介護保険課 運営指導関係書類提出フォーム  
<https://www.city.toshima.lg.jp/199/2601300946.html>

QRコード



- ・運営指導当日は、点検確認表を含む事前提出書類を基にヒアリングを行いますので、お手元にご用意ください。
- ・書類の管理・保存形態によって、電子での提出が難しい場合は、他の手段(郵送等)も検討致しますので、ご相談ください。

区指定様式の掲載先:

<https://www.city.toshima.lg.jp/199/2601300946.html>

豊島区HP>健康・医療・福祉>介護保険・サービス>介護保険>介護サービス事業者向け情報>事業者指導>運営指導>運営指導事前提出書類

### 【当日確認する書類について】

- ・提出された資料で、確認できない事項があった際は、当日オンライン画面上での提出、もしくは事前に提出を求める場合があります。

### 【留意事項】

- ・上記書類がない場合は、今回の運営指導のために新たに作成する必要はありません。ただし、法令等で必要とされている書類の場合、指導等に至ることがあります(経過措置が設けられている規定に関する書類は除きます)。

### 【問い合わせ先】

〒171-8422  
豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4階  
豊島区介護保険課 事業者指導・監査グループ  
TEL:03-3981-1474(直通)